

平成 28 年 11 月 30 日

外国人特別研究員（一般・定着促進）の滞在費支給方法の変更について
（お知らせ）

本会諸事業については、平素より御協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、誠に勝手ながら、諸般の事情により、標記事業の外国人特別研究員への滞在費支給方法を下記のとおりに変更させていただきますので、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

項目	変更前	変更後
初回分の滞在費 支給方法	0.5 か月分～3 か月分	2.5 か月分～3 か月分
2 回目以降の滞在費 支給方法	四半期ごとに 3 か月分まとめて	月ごとに 1 か月分
支給日	当該月の前月末	当該月の前月末

：変更点

※実施月：2017 年 1 月の支給分より（2016 年 12 月 28 日支給）

※欧米短期・戦略プログラムについては、変更はありません。

以上

【本件に関する照会先】

独立行政法人日本学術振興会

国際事業部人物交流課外国人特別研究員係

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-3-1

TEL: 03-3263-3810

Email: gaitoku@jsps.go.jp

postdoc-pathway@jsps.go.jp